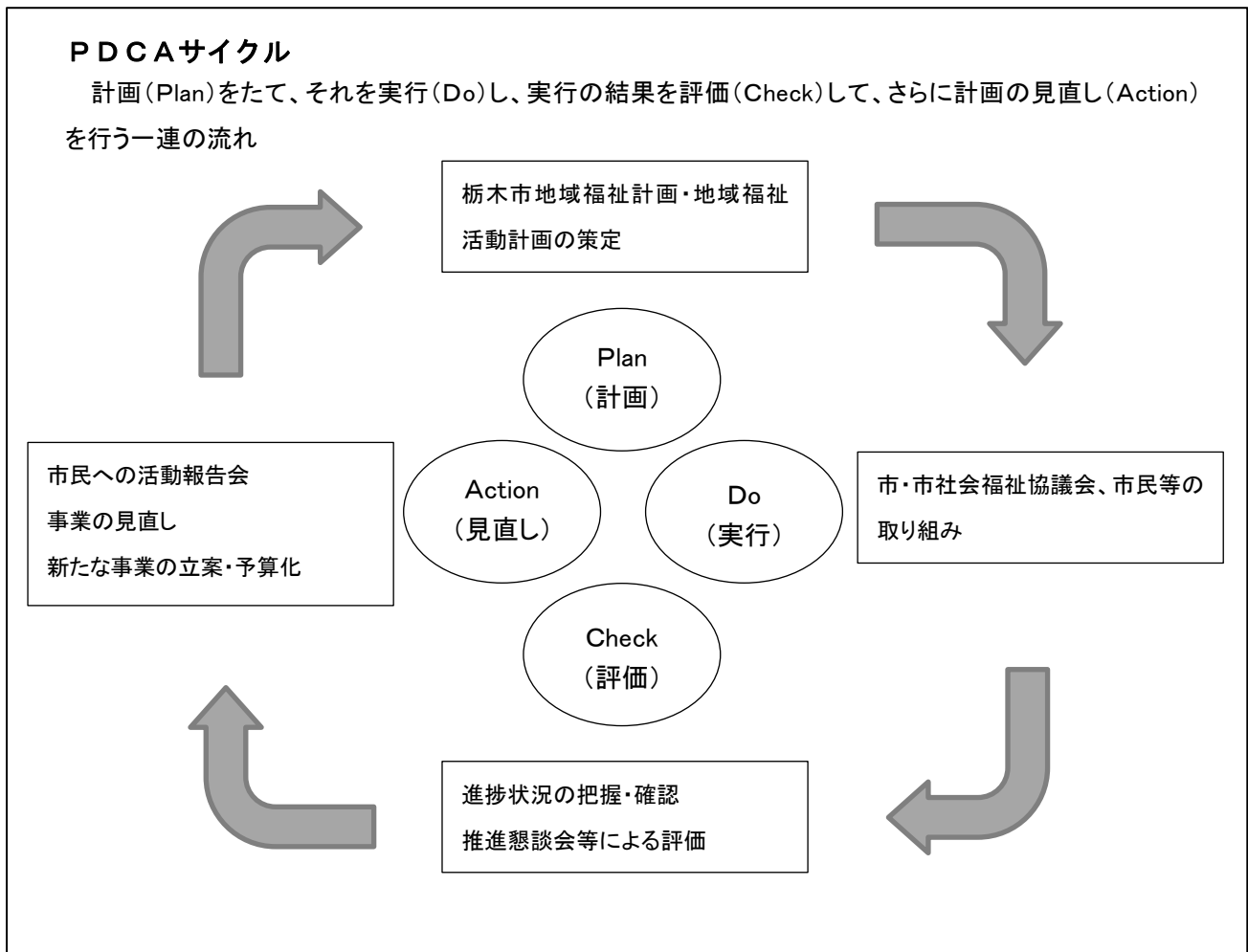


第5章 計画の進行管理

地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき地域福祉を推進していくには、計画の進行管理を適切に実施していくことが必要です。計画の進行管理は、PDCAサイクルを活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、「評価」、「見直し」により今後の施策の充実を図ります。



1 計画の策定 (Plan)

本計画は計画期間である5年間ごとに定期的に前計画を踏まえて次期計画の策定を行うこととし、「栃木市社会福祉施策推進委員会」における検討を踏まえ、市庁議での決定により策定します。

策定にあたっては、市民意向を踏まえるべく「栃木市社会福祉施策推進委員会」の他、アンケートやパブリックコメントを実施するとともに、計画策定後は市民への周知に努めます。また各施策の目標を明確にすべく指標の設定を行うこととしています。

2 計画の実行（D o）

市及び市社会福祉協議会が連携し、本計画の各種施策・事業の実施に努めるとともに、広く市民や事業者等に働きかけ、計画を実行します。

また、全世代対応の包括的支援体制の構築等に向けて、庁内の連携や協議、実施体制の拡充に努めます。

3 計画の評価（C h e c k）

本計画の実施状況を毎年、定期的に点検、評価することとし、計画の「評価」は「栃木市地域福祉計画・地域福祉計画推進懇談会」等において評価を行い、ホームページ等を活用し結果を公表します。

4 計画の見直し（A c t i o n）

本計画は、5年間の計画期間に応じて、定期的に計画の見直しを行います。次期計画への取り組みは、計画終了の2年前から行います。

上記以外の計画期間内においても、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行うとともに、上記「計画の評価」結果を踏まえ、適宜見直しを行います。